

民法大改正について(平成 30.7.6 成立)

配偶者居住権

[事例] 故人の遺産が 4,000 万円の自宅と 2,000 万円の銀行預金(総計 6,000 万円)で相続人が妻と子供 2 人の場合

相続人が妻と子供 2 人の場合では、従来の法定相続分に従うと妻が 2 分の 1、子供が各 4 分の 1 に配分されます。改正前であれば妻は 3,000 万円、子供は各 1,500 万円となり、子供の相続分を捻出するには、自宅を処分せざるを得ない事態に追い込まれることがありました。こうした事態を回避するよう今回の法改正で設けられたのが「配偶者居住権」です。

改正後は、4,000 万円の自宅を「所有権」と「居住権」に分けることができ、仮に妻の居住権を 2,000 万円と設定すると 1,000 万円の銀行預金を相続できるようになりました。子供は自宅を各 1,000 万円の所有権と銀行預金を各 500 万円相続できるようになり、妻の自宅は確保され生活費にも当面は困らないようできるのが最大のメリットです。

居住権は、妻の年齢が 65 歳であれば、概ね自宅の価値の半額程度となる見込みで、妻の年齢が若くなるほど平均余命の関係で居住権の価値は高くなります。尚、この居住権は登記が必要となります。

妻への生前贈与

配偶者居住権以外にも妻の権利を守るよう設けられたのが、婚姻期間 20 年以上の夫婦で生前に贈与された自宅は、遺産分割の対象から除外できるようになったことです。贈与税については、従来どおり配偶者控除の適用を受ければ無税ということになります。

以上の事例で法改正後は、妻は自宅を取得できたうえ、銀行預金を 1,000 万円相続でき、子供は銀行預金を各 500 万円相続することになります。

凍結預金

故人の銀行口座が凍結され預金が引き出せなくなることはよく知られていますが、これでは遺族が葬儀代や医療費などの支払いに困惑してしまう場合が多くあります。その際に今までは、家庭裁判所に仮分割の仮処分を申し立て、他の相続人の利益を害しない程度で最高 1,000 万円までの金額を家庭裁判所が仮払いしていましたが、これでは時間や手間がかかります。

そこで、今回の法改正では、家庭裁判所を通さずに法定相続分の 1/3 まで、または法務省令で定めた額までは預金が引き出せるようになりました。例えば、故人の銀行口座に 900 万円あり相続人が妻と子供 2 人の場合であれば、妻は 150 万円、子供は 1 人 75 万円までは引き出せることとなります。